

令和7年度
第3回松本市健康づくり推進協議会 次第

日 時 令和8年2月5日(木)
18時30分～
会 場 松本市役所 本庁舎
第一応接室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 禁煙及び受動喫煙防止対策について

(2) 令和7年度事業の取組み状況と8年度の重点的な取組み方針について

4 その他

5 閉会

(協議事項1)

禁煙及び受動喫煙防止対策について

1 趣旨

これまでの禁煙対策及び、受動喫煙防止対策の現状や課題を踏まえた今後の施策の在り方について協議するものです。

2 背景

(1) 禁煙対策

松本市では、まずは喫煙しないための取組みとして小学校高学年から「はじめの一本を吸わせない」ための啓発、「ハタチの記念式典」における啓発、乳幼児健診時に喫煙者がいる家庭への個別禁煙指導などを実施していますが、現在喫煙されている方を禁煙へ導く対策が不足しており、その必要性を指摘されています。

(2) 受動喫煙防止対策

ア 受動喫煙防止区域内での喫煙や区域外における受動喫煙について、市民からの苦情、意見・要望が多く寄せられており、対応に苦慮しています。

イ 令和6年度末に中心市街地再設計検討会議から「“城下町松本”の歴史と自然を活かしたウォーカブルな空間を創出」が提言されたことを受け、市内に中心市街地活性本部が設置され、「えきしろ空間」における「えきまえエリアビジョン」や「ウォーカブル区域」の指定等について、現在検討が進められています。「えきしろ空間」では安全・安心で多様な歩行区間として歩いて楽しめるウォーカブルなまちづくりを進めることとしているため、この区域における受動喫煙防止対策の位置づけ及び、現在指定されている受動喫煙防止区域におけるルール順守の対策について検討が必要と考えています。

3 課題と論点

(1) 解決したい課題

ア 禁煙対策

(ア) 乳幼児期の保護者や特定健診受診者の喫煙率は横ばいの状態です。

(イ) 市の検(健)診受診者や乳幼児期の家庭など、特定の集団への対策にとどまっている状況です。

(ウ) 関係機関との更なる連携・協力体制の構築

イ 受動喫煙防止対策

(ア) 松本市受動喫煙防止に関する条例(令和元年7月施行)及び松本市受動喫煙防止対策ガイドライン(令和5年8月改正)が市民に浸透しているとは言えず、たばこを吸う人吸わない人双方において理解の醸成が必要です。

(イ) 受動喫煙防止区域の内外において路上喫煙等による望まない受動喫煙の被害や吸い殻のポイ捨てによる環境悪化が継続的に発生している状況です。

(2) 議論の論点

ア 禁煙対策

- (ア) 喫煙者を禁煙へ導くための新たな方策について
- (イ) 喫煙率の高い年齢層への効果的なアプローチ方法
- (ウ) 関係機関が協力・連携した対策について

イ 受動喫煙防止対策

- (ア) ウォークアブルなまちづくりと受動喫煙防止対策の連動について
- (イ) 喫煙ルール順守と対策の実効性を担保する方策について
- (ウ) 受動喫煙防止を目的とした指定喫煙所整備の在り方について

4 対策検討のたたき台(例)

(1) 禁煙対策

ア 禁煙外来受診への積極的勧奨

- ・三師会との連携による禁煙外来等への積極的受診勧奨や薬剤師会で実施している禁煙指導へつなぐために、禁煙週間を中心にSNS等を駆使したキャンペーンに取り組む。

イ 働き盛りの人への禁煙指導として、健康保険組合等との連携事業の検討

- ・中小企業を中心にどのような働きかけができるか、協会けんぽや商工会議所などと検討の機会を設ける。

ウ 様々な機関と連携した対策推進

- ・大学や高校を中心とした若者と共に対策に取り組む仕組みづくり

(2) 受動喫煙防止対策

ア ウォークアブル区域の位置づけと受動喫煙防止区域の整合

イ 巡回の実施による路上喫煙及びポイ捨ての抑制等の秩序維持（指導員の配置等）

ウ 区域指定の実効性担保のための罰則規定の導入

エ 民間施設と協力した指定喫煙所の設置を推進

5 今後の予定

- (1) 本協議会の意見を踏まえ、庁内組織において検討を進めます。
- (2) 庁内における検討状況等を踏まえ、本協議会での議論を継続的に実施します。

参 考 資 料 集

禁煙対策及び受動喫煙対策の現状等について

1 経過

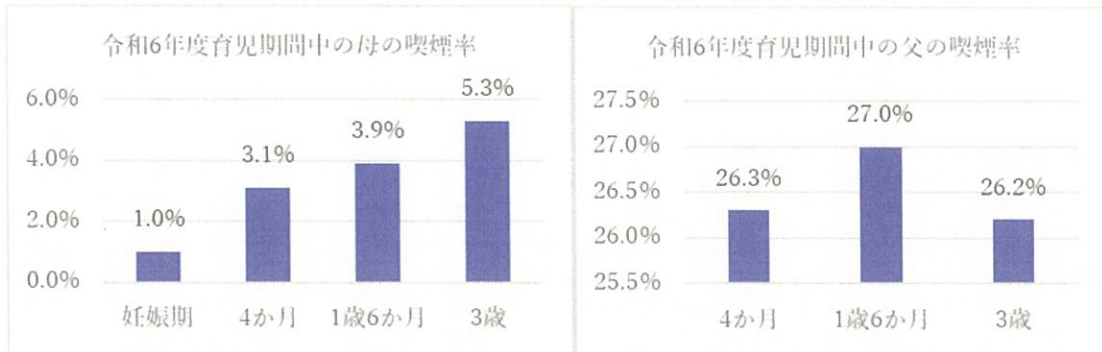
- H20. 4 さわやか空気思いやり事業開始（松本スタイルへ統合）
- H22. 8 **市有施設の建物内全面禁煙を実施**
- H25. 3 **「タバコと向き合う松本スタイル」策定**
5 松本市受動喫煙防止対策推進協議会の設立（構成員：健康・母子専門員）
8 **市立小中学校の敷地内全面禁煙を実施**
10 職員の勤務時間内全面禁煙を実施
12 **松本駅お城口広場を受動喫煙防止のモデル区域**
「さわやか空気思いやりエリア」として設定
→ 条例による路上喫煙の禁止区域や喫煙場所を指定したものではなく、基本方針「松本スタイル」に基づき、JRをはじめ駅周辺の町会、商店街等と協議し、罰則のない啓発エリアとして定めた。
- H30. 7 「健康増進法の一部を改正する法律」 公布
- H31. 3 「松本市受動喫煙防止に関する条例」 制定
- R 1. 7 **「松本市受動喫煙防止に関する条例」 施行**
10 **松本駅お城口広場周辺区域を受動喫煙防止区域に指定**
JR松本駅お城口広場指定喫煙所 開所
- R 2. 4 「松本市受動喫煙防止対策ガイドライン」及び「松本市公共施設における受動喫煙防止対策ガイドライン」に規定する「屋外に喫煙所を設置する場合の設置基準等」の喫煙所の構造について変更
変更前：コンテナ型
変更後：コンテナ型又はパーテーション型
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、松本駅お城口広場指定喫煙所閉鎖
- R 4. 4 **松本城公園及び旧開智学校を受動喫煙防止区域に指定**
松本城公園北西端に指定喫煙所（パーテーション型）開所
6 松本城公園指定喫煙所（オープン型）空気環境測定実施
8 松本駅お城口広場指定喫煙所（ボックス型）空気環境測定実施
10 松本城公園指定喫煙所（オープン型）2回目空気環境測定実施
○検証結果
両喫煙所とも、浮遊粉塵濃度は、厚生労働省が定める「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の基準値（1立方メートル当たり0.15ミリグラム）を下回る。
- R 5. 4 **松本市総合体育館敷地内及びセキスイハイム松本スタジアム敷地内を受動喫煙防止区域に指定**
各敷地内に指定喫煙所設置（パーテーション型）
- R 7. 1 受動喫煙防止区域拡大に向けた視察（鎌倉市、藤沢市、江戸川区）
10 受動喫煙・ポイ捨て防止対策庁内会議

2 喫煙実態等

(1) 妊娠期・乳幼児期の両親の喫煙率

育児期間中の両親の喫煙率(4か月・1歳6か月・3歳時健診の受診時に行った調査から算出)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
父	26.9%	28.5%	27.2%	26.5%
母	3.3%	3.7%	4.0%	4.1%



(2) 松本市国保特定健診受診者の喫煙率

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
喫煙率	11.4%	11.3%	11.3%	11.4%

(3) 松本市の喫煙実態に関するアンケート集計結果(令和2年度)

ア 喫煙習慣があるは14.2%、喫煙習慣がないが85.5%

イ 禁煙意向については、「禁煙したい」が22.9%、「本数を減らしたい」が51.1%
「禁煙したくない」が26.0%

ウ 場所別の受動喫煙の頻度では「ある」が、家庭で19.3%、職場で25.6%、飲食店で42.5%、路上で42.9%

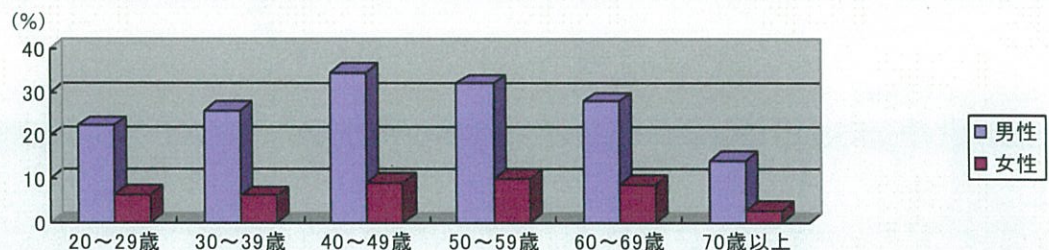
(4) 厚生労働省による国民健康・栄養調査結果(令和6年度)

ア 喫煙習慣があるは14.8%、喫煙習慣がないが85.2%

イ 禁煙意向については、「禁煙したい」が18.6%、男女別では男性が18.6%、女性が23.1%

ウ 場所別の受動喫煙の頻度では「ある」が、家庭で4.4%、職場で16.9%、飲食店で16.7%、路上で28.6%、子どもが利用する屋外の空間で8.4%

エ 現在習慣的に喫煙している者の年齢別の割合



3 受動喫煙防止区域拡大に向けたタバコの投げ捨て調査報告

(1) 概要

受動喫煙防止区域拡大に向けて、中心市街地（えきしろ空間）を中心としたエリアのタバコの投げ捨て調査を実施したため、調査結果について共有するものです。

(2) 調査日時等

令和7年10月8日（水） 13時30分～16時30分
健康づくり課職員 6名（2人1組）

(3) 調査方法

1本以上のタバコの投げ捨てがあった場合に、地図上にシールを貼付し記録

(4) 調査結果

ア 投げ捨てられたタバコ（本数）

約590箇所（約600本～700本）

イ 投げ捨て分布図

別紙のとおり

ウ 状況

（ア） 駅前繁華街は多く、コインパーキング前は特に多い。

（イ） 花壇、ベンチ下、草陰など、隠しやすいところに多い。

（ウ） せせらぎ公園内、拾えた分だけで8本。公園内で喫煙していると思われる。

また、公園周辺のパーキングに、タバコの吸い殻が多く捨ててある。

（エ） 側溝の蓋に押し込んで捨てている箇所が多く見られる。

（オ） 受動喫煙防止区域と定めても、守られていない印象。日中は喫煙者を見かけないため、夜間に多い可能性あり。

（カ） コンビニ周辺や、人通りが多い大通り沿いに多い。

（キ） 中町、縄手周辺など店舗周辺や住宅地前は、清掃がされているためか、あまりなかった。（調査の数時間前に、大名町通りは落ち葉清掃がされていた。）

（ク） 松本駅から離れるにつれて投げ捨てが少なくなっていく印象

（ケ） 駅前の指定喫煙所付近には投げ捨てはなかったが、離れると落ちていた。（東口北側）

（コ） 用水路のグレーチングに押し込まれている吸い殻が多い印象

（サ） 店の前に灰皿が置いてあっても、道に捨ててある。

（シ） 受動喫煙防止区域とそうでない区域の境あたりの投げ捨てが多い

（ス） 川沿いの投げ捨ても多い。

（セ） 歩道横の花壇内に灰皿が設置されていた。

● : たばこの投げ捨て ● : 灰皿 (店舗設置含む。)



4 市民から寄せられた意見・要望（過去数年分の抜粋）

<p>禁煙エリア内の喫煙</p>	<p>【メール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙区域を制定されていますが、店の外で店員等が平気に喫煙している所を見ます。 ・エリア内にも関わらず、外人さんがモクモクとたばこを吸っていた ・エリア内で喫煙する人を良く見かけます。松本市は対応しているのでしょうか。 <p>※松本駅周辺での路上喫煙、歩きたばこに対するメール等多数。 令和元年10月の指定喫煙所開所に伴い、減少傾向であるが、「0」にはならず年間数件ほど意見あり。</p>
<p>路上での歩きたばこ</p>	<p>【メール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客が増える中、世界基準に定める観光都市、長寿延命都市として考えて頂きたいと思いました。 ・数年前に他県より転居したが、市街地において喫煙 OK な観光地なのだなど。名古屋から来た喫煙者の知人も「松本って路上でたばこいいんだね」と ・人が行き交う交差点で子供や高齢者がちゃんと信号を守り立ち止まらなければならない場所にたばこの副流煙を垂れ流すのは大変迷惑
<p>公共の場における受動喫煙</p>	<p>【市長への手紙】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市を始め、政令指定都市でも市内の全面禁煙を推進する都市もある中で、これからさらに観光都市として飛躍することを期待される松本市としては、市民の健康に対する取り組み意識が他の市町村と比べて大幅に劣後している。 ・駅前に限らず子供が居る場所、通る場所、見える場所は全面禁煙にしてほしい。空気が良いのが売りだと思いが喫煙で台無しである。 ・令和元年7月に施行された条例ですが、現在一部地域に留まっています。子供への受動喫煙のリスクを考えると更に範囲を広げればいかがでしょうか。 <p>【メール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松本城に向かう途中で、千歳橋付近で信号待ちをしていた時、たばこ臭かったので付近を見回したところ、千歳橋北側の八十二銀行付近に灰皿が置いてあり、たばこを吸っている人がいました。歩道の植え込みに灰皿が置かれているようでした。見回すと四柱神社西側の広場近くの歩道上にも灰皿が置かれているようでした。人通りの多い場所で、信号待ちで滞留してる人も多い場所が、たばこ臭いのはどうなんだろうなと思いました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・松本城大手門枡形跡広場において、出店者と思われるものが喫煙している。 ・公共の場でなぜ歩行者が我慢をして通行しなければならないのでしょうか ・タクシードライバーがアルプス口に待機中にたばこを吸っている。なぜ注意しない。観光客が見てどう思うか
<p>要望 受動喫煙防止区域 拡大</p>	<p>【市長への手紙】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の受動喫煙防止区域はあまりに狭く、「望まない受動喫煙をなくす」ことに対し一切無意味です。 ・すべての路上や公園を禁煙区域化してください。 <p>【メール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客が大勢通る場所で路上喫煙を見逃すのは、観光都市としてイメージダウンにつながる。商工会議所、商店街連盟、金融機関を指導あるいは連携して、このエリアも受動喫煙対策の再優先エリアとすべきではないか。 ・エリアの狭さに落胆しました。 <p>【電話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑町の広場付近は水辺もあり憩いの場となっている、店舗前に灰皿があるため、受動喫煙防止区域に指定してほしい。
<p>要望 喫煙所の設置</p>	<p>【電話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例上、区域外であって、歩いていなければ、吸ってもいい場所で吸っていても、周りの目線が気になる。
<p>要望 歩きたばこ等に対する 罰則規定</p>	<p>【市長への手紙】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩きたばこや路上喫煙を禁止して、摘発し、違反者から罰金を徴収してください。 ・市全域で許可された場所以外での喫煙は罰則を伴って禁止する条例を求めます。 <p>【メール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タバコ吸いは見ていなかったら平気で吸ってます。取り締まりの強化をしない限り貴方は舐められます。 ・週末を中心に公園通りにタバコの吸い殻を見かけます。取り締まりをしないのでしょうか？

<p>その他</p>	<p>【メール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松本駅前指定喫煙所のドアを開けると、その周辺にニオイが拡散している。 ・煙を吸うのが嫌なら迂回せよということなのではないでしょうか。喫煙者に喫煙する権利があることは認めますが、非喫煙者に受動喫煙を強いる権利はありません。 ・松本駅の喫煙所設置は良いと思います。しかし、あんなビデオ流す必要はないと思います。観光客の皆さんの逆上間違いなし ・「歩行喫煙はダメだが、立ち止まっていれば良い。」開いた口がふさがりません。 ・折角おいしい食事やお酒をいただいても、たばこの臭いや副流煙があれば全てが台無しになります。 <p>【電話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内的の店舗だが、喫煙可のため、子ども連れを进店させることはできず、断らなければいけない。 <p>※禁煙施策へ注力してほしいといった意見のメールも多数あり</p>
------------	--

2月から
本格始動

中心市街地再設計の具現化へ 「えきまえエリア」“三位一体”で構想策定

市長記者会見資料

8. 1. 14

中心市街地活性化本部

R6年度
中心市街地再設計検討会議

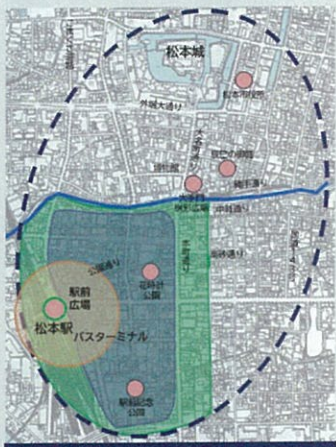
将来の見取り図を提言

現在～R9年度(概ね3年以内)

市の計画に反映・事業着手

～R16年度(概ね10年以内)

提言を具現化し、再活性



えきしろ空間

えきまえエリアビジョン

見取り図を具現化
えきまえの構想図を
市民と共有



- えきしろ空間活性協議会(R8.2～)
- 松本デザイン調整会議(仮称:R8予定)

● 松本市景観審議会

パブリックライフを
充実させる
開発と景観の調和



デザインコード
松本市景観計画

- 駅まち空間デザイン検討会議(R8.2～)
- 駅まち空間デザイン検討PJチーム(下部組織)

駅とまちを歩いて繋ぐ
交通の再構築



松本駅周辺交通ターミナル
機能強化構想

- 新たに設置する会議
- 既存の会議
- 今後設置を予定する会議

令和6年 国民健康・栄養調査結果の概要

目次	(頁)
I 調査の概要	1
II 結果の概要	7
第1章 体格及び生活習慣に関する都道府県の状況	7
第2章 糖尿病に関する状況	13
1. 「糖尿病が強く疑われる者」、「糖尿病の可能性を否定できない者」の推計人数	13
2. 「糖尿病が強く疑われる者」、「糖尿病の可能性を否定できない者」の状況	14
3. 糖尿病の治療に関する状況	14
第3章 身体に関する状況	15
1. BMIの状況	15
2. 血圧に関する状況	16
3. 血中コレステロールに関する状況	16
第4章 栄養・食生活に関する状況	17
1. 栄養バランスのとれた食事に関する状況	17
2. 食塩摂取量の状況	17
3. 野菜摂取量の状況	18
4. 果物摂取量の状況	18
第5章 身体活動・運動及び睡眠に関する状況	19
1. 運動習慣者の状況	19
2. 歩数の状況	19
3. 睡眠の状況	20
第6章 飲酒・喫煙に関する状況	21
1. 飲酒の状況	21
2. 喫煙の状況	22
3. 禁煙意思の有無の状況	23
4. 受動喫煙の状況	24
第7章 歯・口腔の健康に関する状況	26
1. 歯・口腔の健康に関する状況	26
第8章 社会活動に関する状況	27
1. 社会活動の状況	27
《参考》 栄養素・食品群別摂取量に関する状況	28
1. 栄養素等摂取量	28
2. 食品群別摂取量	31

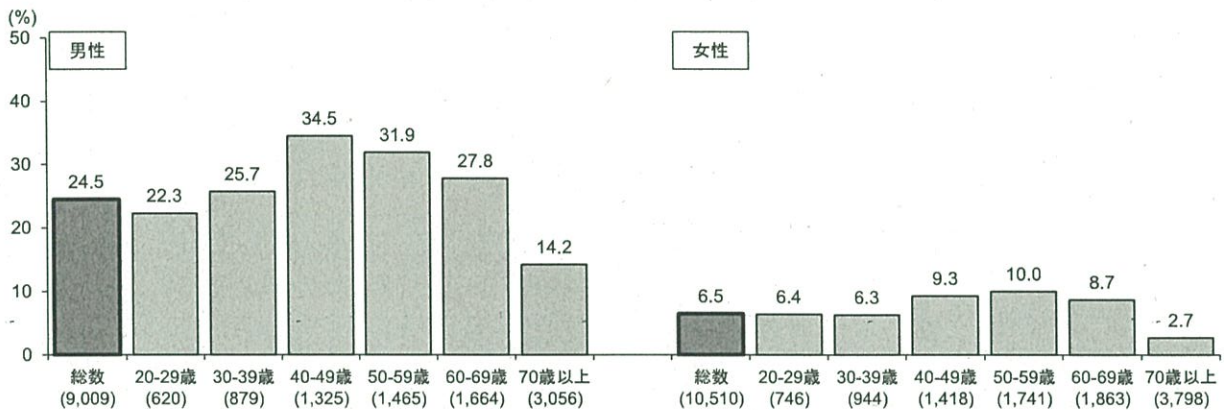
2. 喫煙の状況

現在習慣的に喫煙している者の割合は 14.8%であり、男女別にみると、男性 24.5%、女性 6.5%である。年齢階級別にみると、男性では 40～50 歳代でその割合が高く、3割を超えている。

現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の種類は、「紙巻たばこ」の割合が男性 65.4%、女性 60.0%であり、「加熱式たばこ」の割合が男性 41.4%、女性 44.2%である。

たばこ製品の組合せについて、「紙巻たばこのみ」「加熱式たばこのみ」「紙巻たばこ及び加熱式たばこ」の割合は、男性では、それぞれ 56.9%、33.0%、8.4%であり、女性では、それぞれ 55.2%、39.3%、4.8%である。

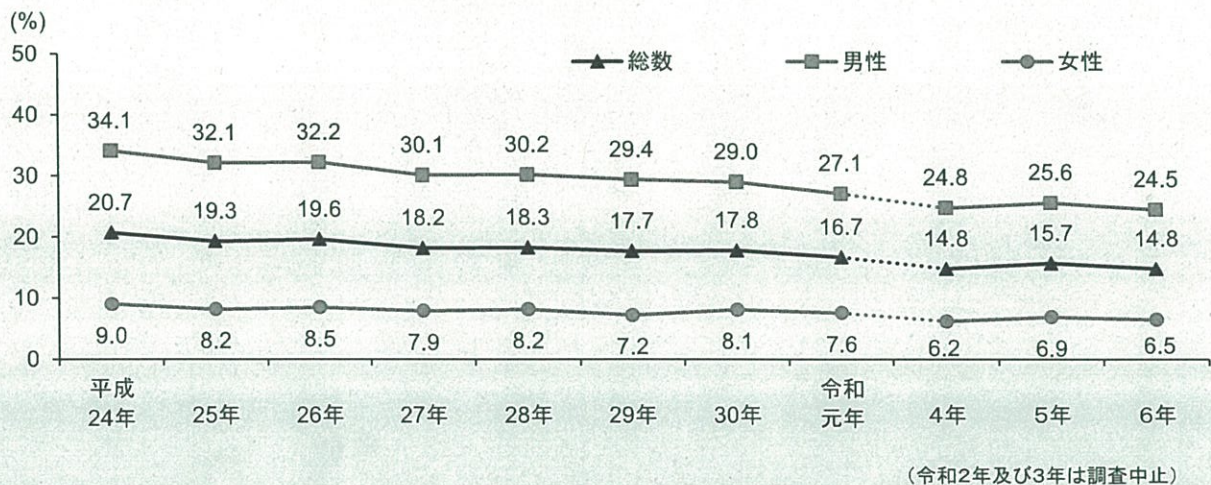
図 16 現在習慣的に喫煙している者の割合(20 歳以上、性・年齢階級別、全国補正值)



※「現在習慣的に喫煙している者」とは、たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者。

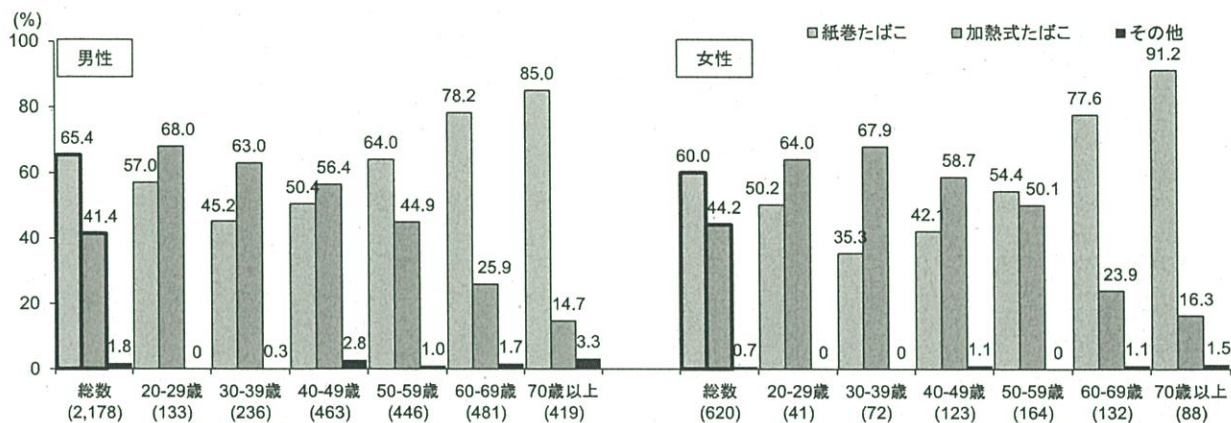
(参考) 「健康日本 21(第三次)」の目標 喫煙率の減少(喫煙をやめたい者がやめる)
目標値:20 歳以上の者の喫煙率 12%

〈参考図〉 現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移(20 歳以上)
(平成 24 年～令和元年、4 年～6 年)



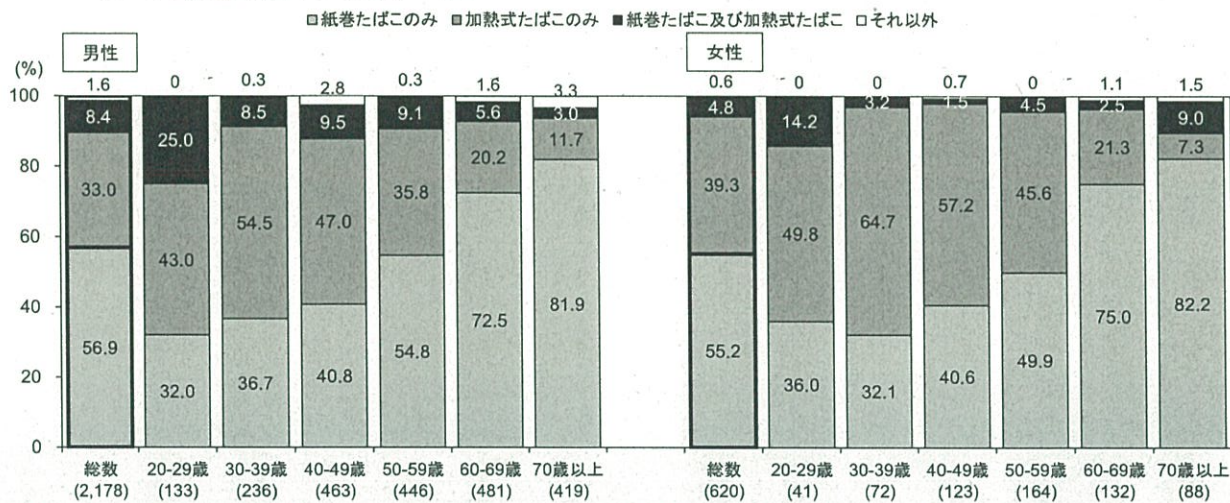
(令和2年及び3年は調査中止)

図 17 現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の種類(20 歳以上、性・年齢階級別、全国補正值)



※たばこ製品は、「紙巻たばこ」、「加熱式たばこ」、「その他」の中から、複数回答可とした。

図 18 現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の組合せの状況(20 歳以上、性・年齢階級別、全国補正值)

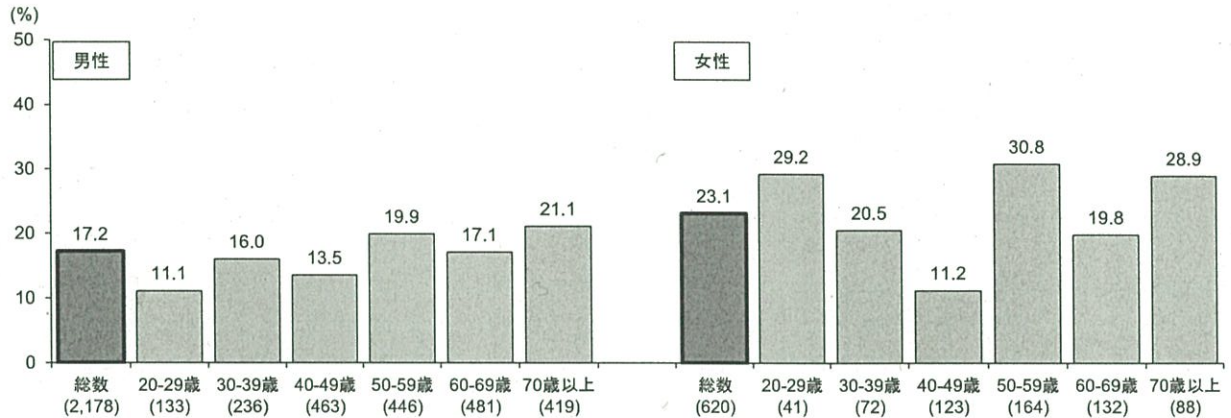


※「紙巻たばこ及び加熱式たばこ」とは、複数回答において「紙巻たばこ」及び「加熱式たばこ」の両方を選択した者。

3. 禁煙意思の有無の状況

現在習慣的に喫煙している者のうち、たばこをやめたいと思う者の割合は 18.6%であり、男女別にみると、男性 17.2%、女性 23.1%である。

図 19 現在習慣的に喫煙している者におけるたばこをやめたいと思う者の割合(20歳以上、性・年齢階級別、全国補正值)



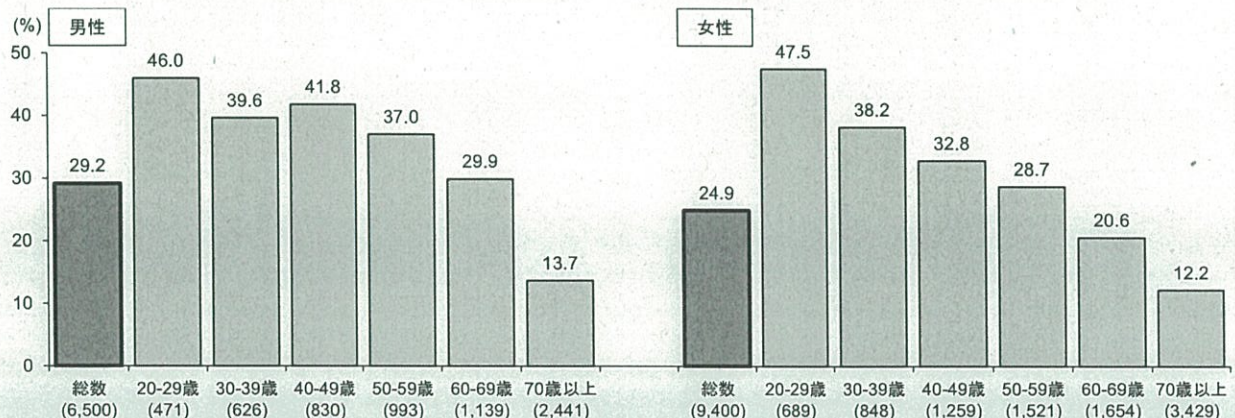
4. 受動喫煙の状況

望まない受動喫煙(家庭・職場・飲食店)の機会を有する者の割合は 26.7%であり、男女別にみると、男性 29.2%、女性 24.9%である。

自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)を有する者(現在喫煙者を除く。)の割合について場所別にみると、「路上」が 28.6%と最も高く、次いで「職場」が 16.9%、「飲食店」が 16.7%となっている。

図 20 望まない受動喫煙(家庭・職場・飲食店)の機会を有する者の割合(20歳以上、性・年齢階級別、全国補正值、現在喫煙者を除く)

問 あなたはこの1ヶ月間に、望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。



※「現在喫煙者」とは現在習慣的に喫煙している者。

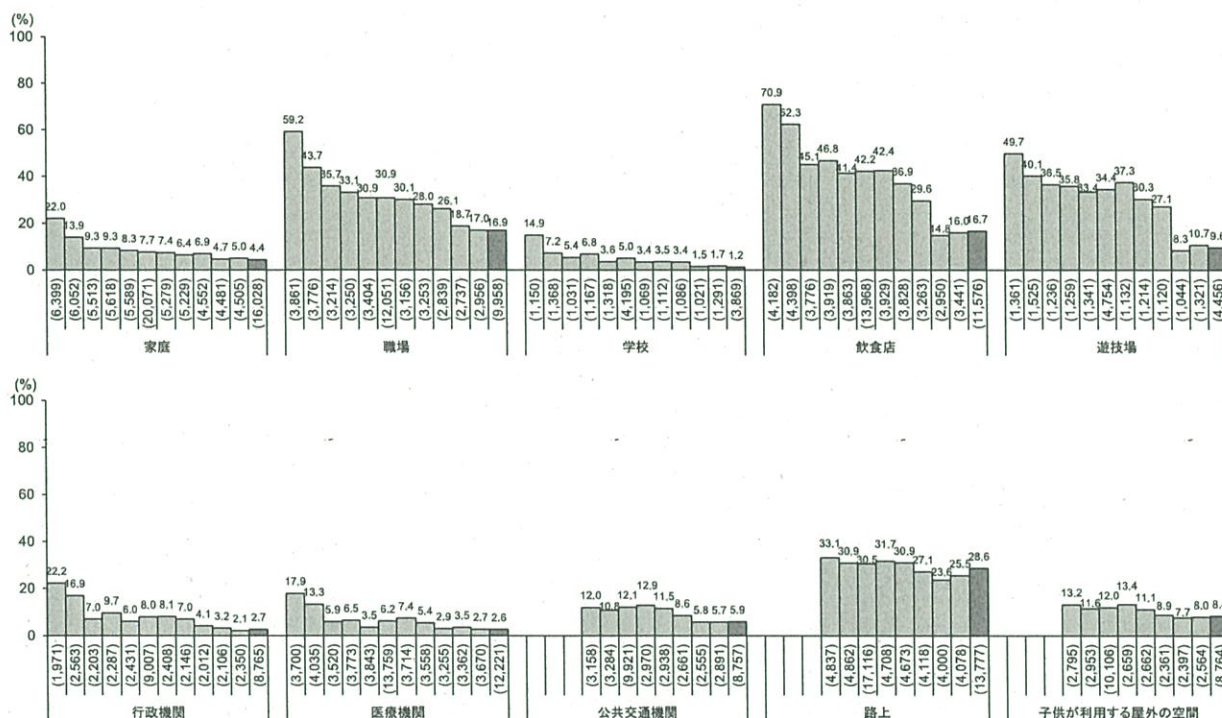
※「望まない受動喫煙(家庭・職場・飲食店)の機会を有する者」とは、「家庭」「職場」「飲食店」のいずれか1つ以上において月1回以上受動喫煙の機会を有する者。

(参考) 「健康日本 21(第三次)」の目標 望まない受動喫煙の機会を有する者の減少
目標値: 望まない受動喫煙(家庭・職場・飲食店)の機会を有する者の割合
望まない受動喫煙のない社会の実現

図 21 自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)を有する者の割合
 (20歳以上、男女計、現在喫煙者を除く)(平成15(2003)年、20(2008)年、23(2011)年、
 25(2013)年、27(2015)年、28(2016)年、29(2017)年、30(2018)年、令和元(2019)年、
 4(2022)年、5(2023)年、6(2024)年)

問 あなたはこの1ヶ月間に、望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。

左から順に、平成15(2003)年、20(2008)年、23(2011)年、25(2013)年、27(2015)年、28(2016)年、29(2017)年、30(2018)年、令和元(2019)年、4(2022)年、5(2023)年、6(2024)年。ただし、公共交通機関、路上及び子供が利用する屋外の空間は、左から順に平成25(2013)年、27(2015)年、28(2016)年、29(2017)年、30(2018)年、令和元(2019)年、4(2022)年、5(2023)年、6(2024)年。平成28(2016)年、令和6(2024)年については、全国補正值。



※「現在喫煙者」とは現在習慣的に喫煙している者。

※「受動喫煙の機会を有する者」とは、家庭：毎日受動喫煙の機会を有する者、その他：月1回以上受動喫煙の機会を有する者(行かなかった者を除く。)

※学校、飲食店、遊技場などに勤務して、その職場で受動喫煙があった場合は、「職場」欄に回答。

※屋内・屋外等、受動喫煙が生じた場所や場面は不明。

1 地域を基盤とした健康づくり

より身近な地域で健康課題に沿った健康づくりの取組みの実施

令和6年4月から、22地区で保健師の駐在化を実施しており、駐在化以外の地区も含めた35地区で地区活動に重点をおいている。

<重点活動>

1 身近な地域での子育て支援

- (1) 伴走型相談支援として、全地区で訪問・電話・面談等で母子ケースに対応
- (2) 地区での育児支援事業の展開は、回数や内容に差はあるものの、ほぼ全地区で実施

2 フレイル予防の展開

フレイル健診や予防講座等によるフレイルの啓発、フレイル該当者に対する訪問等による保健指導の実施

3 地区課題の分析と事業展開

- (1) 地区担当保健師は、地区の健康課題を分析し、地区担当職員との共有を行い、課題解決に向けた取組みを実施
- (2) 事業の展開方法は、既存事業での展開や新たな事業の実施など、取組み方法は地区ごとに工夫している。

4 重層的支援体制（地区担当職員間の調整役）

全地区で地区支援会議に参加し、他職員との連携を図った。

5 健康情報の発信

SNS、地区のお便りや事業等で健康情報の発信を随時実施

<評価と課題>

1 保健師の地区駐在化

- (1) 地区の規模や人口構成に差があり、保健師の経験年数等の力量に差が生じるため、3名から4名でエリアを組み職員間で協力体制をとっている。地区での活動やケース対応の共有ができ、人材育成につながる効果もあった。
- (2) 保健師の地区と保健センターでの活動時間を比較すると、駐在化の有無にかかわらず、地区での活動時間が長い。松本市は、以前から保健師の地区担当制を実施してきており、地区活動の基盤となっていると思われる。

2 より身近な地域で健康課題に沿った健康づくりの取り組み

- (1) 全地区で健康課題の抽出、分析等を実施し 地区関係職員や関係者と連携した取組みを実施している。地区担当が代わっても、継続的な取組み、評価に繋げることが課題
- (2) 個別ケースの対応が増えており、地区担当職員や民生児童委員等からの相談からも支援に繋がった事例がある。今後は、重層的支援の対応が増えていくと考えられるので、他機関との連携の在り方や役割の共有が課題

<令和8年度の取組み>

1 保健師の地区活動の推進

- (1) 地区課題の分析と事業展開の継続
- (2) エリア体制を活用した活動内容の情報共有、協力体制の強化

2 関係機関との連携

重層的支援の理解と関係者間の連携の継続、強化

2 次世代期

<重点的な取組み>

1 身近な地域を中心に、こども家庭センター（母子保健と児童福祉の連携）のもと、妊娠期から子育て期まで相談や健診などの継続性のある支援の実施

(1) 妊娠期から子育て期の切れ目のない伴走型相談支援の実施(対象者全数に対応)

(2) 身近な地区育児相談で乳幼児健診の事後フォローを実施

地区担当保健師の駐在により、地区関係者と連携した子育て支援の取組みのさらなる推進

(3) 出生数減少等の中、タイムリーにサービス提供が継続できるよう乳幼児健診、育児学級の運営方法を検討

	事業	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)	備考
妊娠前	不妊治療助成	273	255	37	治療年度件数
妊娠期	妊娠届出時面談	—	1,469	1,112	実施人数
	妊娠8か月アンケート	674 (R6.8月開始)	1,358	1,006	アンケート回収数
出産後	新生児訪問・相談	1,487	1,458	1,007	実施人数
	産後ケア（日帰り・デイ）	81	150	168	利用人数
乳幼児健診	4か月児健診	1,424 (97.9%)	1,434 (96.8%)	969(98.7%)	受診人数 (受診率)
	10か月児健診	1,567 (95.7%)	1,390 (95.7%)	1,016(96.9%)	
	1歳6か月児健診	1,790 (96.9%)	1,537 (97.2%)	1,009(97.9%)	
	3歳児健診	1,771 (94.9%)	1,696 (99.4%)	1,168(96.4%)	
身近な地域	育児相談	—	5,416	3,738(11月末現在)	実施人数
	地区における子育て講話	—	2,155	1,762(11月末現在)	実施人数

2 プレコンセプションケア実施体制の構築に向けた取組み

(1) エイズ・H I V等性感染症出前講座について、小中学校での包括的性教育の分野について教育委員会と調整。高校生以降の男女へ向けたプレコン講座を試行的に開催（高校2校）

(2) 関係機関との情報共有を実施。松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会ホームページに市の取組み記事を掲載

3 I C Tを活用した情報提供等の推進

(1) 子育て応援アプリを活用し、妊娠期から子育て期の月齢に応じた情報配信を開始

	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月	令和7年11月末
子育て応援アプリ登録者数	4,704	5,565	6,400	6,907

(2) オンライン育児相談・オンライン育児学級の実施

(3) オンラインで手続きできる子育て支援サービス等の拡充

(4) 産後ケアシステム（申請予約請求システム）を実証事業として導入

<評価・課題>

- 1 地区担当保健師を中心に、身近な地域で妊娠期から出産・子育て期に渡り、伴走型相談支援を実施してきた。利用者の希望やライフスタイルに合わせて、身近な地域や保健センター、オンライン相談等利便性の向上を図るとともに、支援を必要とする者に対して、こども家庭センター等関係機関と連携し継続支援を行った。
- 2 安心して妊娠出産を迎え、スムーズな子育てのスタートを支援するため、産後ケア事業について、制度の拡充（利用期間の延長）を行った。さらに、市民の利便性の向上を図るため産後ケアの予約システムの導入と、制度拡充（訪問型の導入等）に向けた検討を実施してきた。
- 3 プレコンセプションケアの概念の周知と、関係機関との連携、高校生以降の年代に向けた講座等の実施についての検討が必要
- 4 子育て応援アプリの登録や市公式LINEの登録を推進し、必要な情報を最適なタイミングで提供し、子育て支援制度の活用につなげていくことが必要
- 5 少子化の影響等により、対象児数が減少している乳幼児健診や育児学級の実施方法等についての継続した検討が必要
- 6 父親の育児参加の増加に伴い、父親支援の機会でもある妊娠期の講座について、関係機関と連携を図り実施。引き続き関係機関と連携し妊娠期からの父親育児支援の充実が必要

<令和8年度の取組み>

- 1 地区担当保健師を中心に、身近な地域における妊娠期から出産子育て期の切れ目のない相談支援を実施
 - (1) 産後ケア事業の申請、予約を一体管理するシステムを新規に導入し、対象者の利便性を向上。また、子育て支援制度をさらに充実
 - (2) 男性の育児休暇取得率増加に伴い、妊娠期からの父親を含めた子育て家庭の育児支援を充実
- 2 不妊治療をしている夫婦に対して経済的、精神的な負担軽減を図るため、不妊治療費助成事業の助成対象を保険適用の不妊治療に加えて、令和8年4月から保険適用年齢まで保険適用回数終了後の生殖補助医療を追加し拡充に向けて予算計上し検討
- 3 高校生以降の年代を対象にしたプレコンセプションケアの出前講座について、事業化に向けた取り組みを実施
- 4 子育て応援アプリや市公式LINE等を活用し、子育て支援や相談の情報にアクセスしやすい環境を整備
- 5 保護者が安心して子育てできるよう、乳幼児健診では回数調整や、4か月児健診と10か月児健診の合同健診を試行実施し、引き続き健診体制について検討
育児学級については、地区での実施状況も踏まえ、実施方法等について課題を整理しながら検討
また、すべてのお子さんと保護者が安心して切れ目なく就学につながるよう、関係機関と連携し5歳児健診のあり方や支援体制の強化について検証



3 青壮年期

<重点的な取組み>

1 特定健診受診率向上の取組み

(1) 受診勧奨

- ア 今年度初めて対象になる方へ健診開始前にハガキによる勧奨
- イ 未受診者へのハガキとSMSによる勧奨（全8回）
- ウ 保健センター職員による継続受診率（リピート率）向上のため、個別受診勧奨の実施
- エ 実施医療機関及び対象者へ検査結果書の提出による「みなし健診」の依頼
- オ 特定健診特設ホームページの開設

(2) 重症化予防の取組み

- ア KDB(国保データベースシステム)操作研修への参加とデータの分析
- イ 集団健診における受診勧奨値以上の者に対する医療受診勧奨（面談、電話、通知）
- ウ イの受診勧奨後、未受診継続の者に対する再受診勧奨（電話）
- エ レセプトを活用した医療受診状況の確認

2 生活習慣病予防啓発、地域・職域連携

- (1) 「選んで実践!!生活習慣病予防」をテーマにロゴ及びHPを作成
重点的に取り組む内容を、食事は「朝食」、運動は「習慣化」や「身近なところから取り組む」とし周知啓発を実施
- (2) 各地区担当保健師による生活習慣病予防啓発の実施。高血圧を課題とする地区を対象に、食塩味覚感受性チェックを実施し体験を通じて自身の生活習慣病予防に役立てる取り組みの実施
- (3) 市民の集まるイベントにおいて生活習慣病予防等の啓発（2月フレイルの日）
- (4) 地域・職域連携として協会けんぽ被保険者へ郵送される健診案内に市からの啓発チラシを同封（年2回）。そのうち1回は協会けんぽと合同で作成。企業保健師や商工会議所、労働基準監督署と健康課題の共有を行った。商工課を通じ働く世代の方へ情報発信を実施

3 口腔がん検診の実施

- (1) 検診期間 8月から2月の7カ月間（令和6年度は10月から2月の4カ月間）
- (2) 市ホームページ、広報の他、『けんしんガイド』への掲載、歯周疾患検診対象者への案内通知へ口腔がん検診の内容を同封、また歯科医院へのポスター掲示により周知を拡充

<評価・課題>

1 特定健診受診率向上の取組み

- (1) 保健センター職員による受診勧奨は約400人に実施し、約150人にアプローチした。この内34人が勧奨をきっかけに健診を予約し、それ以外の約100人はすでに予約・受診済みであったが、継続して受診することの重要性について伝えた。ま

た、直接アプローチできなかった250人には、ポストへの投函等で受診を促している。(12月末現在)

- (2) 未受診者のうち、約6割が定期的に医療機関へ通院しているため、医療機関等と連携による特定健診受診勧奨又は医療受診による検査結果の提供を受け健診受診とみなす「みなし健診」の強化を図ってきた。令和7年度は、レセプト情報から医療受診の検査項目が特定健診検査項目を満たしている対象者を抽出し、より効率的に医療機関との連携を図ることとした。
- (3) 循環器疾患及び慢性腎臓病予防のため、今後重症化予防に力を入れて取り組んでいく方針を、保険課と共有した。具体的な取り組みについて検討し、事業体制を整える必要がある。

2 生活習慣病予防啓発、地域・職域連携

企業訪問等を通じ地域・職域における健康課題の共有ができた。健康課題は成人期の健康課題を中心に精神疾患や子育ての課題など多岐にわたるため、幅広い課題に対応する連携強化を計って行く必要がある。

3 口腔がん検診の周知・啓発

『けんしんガイド』への掲載により検診の問合せ等が増え、周知の効果がみられた。歯周疾患検診とのセット検診ができるよう実施期間の設定等、歯科医師会と連携して継続検討

<令和8年度の取組み>

1 各種検(健)診

(1) 引き続き、特定健診及び特定保健指導の実施率向上の取組み強化

- ア 未受診者データ分析と昨年度受診勧奨効果の分析
- イ 新規健診対象者への受診勧奨
- ウ 継続受診率(リピート率)向上のための個別受診勧奨
- エ 検(健)診WEB予約サイトの啓発及び特定健診特設ホームページ開設の周知
- エ 効果的な特定保健指導のための研修と実施
- オ 職場健診等のデータ収受など

(2) 保険課・健康づくり課の連携による重症化予防の推進

2 生活習慣病予防啓発、地域・職域連携

地域・職域連携に係る健康づくり課の役割を明確化し、国保だけでなく、職域も含めた青壮年期への生活習慣病予防の啓発を関係課と連携して実施

- (1) ライフサイクルに応じ、各自が選んで取り組める健康づくり啓発の継続実施
- (2) 地域、職域それぞれが持つ健康に関する情報を共有し地域全体の課題の明確化を図るとともに、必要な健康情報の提供を行う。
- (3) 庁内外の関係機関との連携の推進

3 口腔がん検診・歯周疾患検診

- (1) 口腔がん検診については、引き続き歯科医師会と連携した周知の実施
- (2) 歯周疾患検診のデジタル化に向けた先行実証事業の実施

4 高齢期

<重点的な取組み>

- 1 フレイル健診・フレイル予防講座の推進（12月末）
 - (1) フレイル健診1, 123人、うちフレイル92人（8.2%）、プレフレイル541人（48.2%）
 - (2) フレイル予防講座1, 653人
- 2 通いの場の創出「いきいき百歳体操サークル」の立ち上げ支援継続
 - (1) 新たに7サークルの立ち上げを支援し、142サークルが活動を継続（12月末）
 - (2) オーラルフレイル予防のため「かみかみ百歳体操（松本版）」を作成し、体操効果の普及を行った。
- 3 後期高齢者健診を活用したフレイルチェックの検証
 - (1) 21か所の医療機関で実施し、3,291人が健診受診。うち、健診質問票から625人（19.0%）がフレイル該当し、フレイル予防に関する個別支援を健診実施医療機関において358人に実施（12月末）
 - (2) フレイルチェック実施医療機関の募集に合わせ、医療従事者等を対象としたオンラインでの研修を行い、52か所、107人が参加。今年度2回目の研修を3月に実施予定
- 4 電力スマートメーターを活用したフレイル検知事業の推進と評価
 - (1) 573名（12月末）が事業登録し、フレイル検知者に対し地区担当保健師及び地域包括支援センター職員で状況確認や必要な個別対応、健診・医療の受診勧奨、フレイル予防・改善のための保健指導を実施
 - (2) 事業登録者数及び陽性的中率（AIがフレイルと検知した方が実際にフレイルだった割合）とともに、事業効果を上げるために定めた目標に達することができず、事業を一旦休止することとした。

11月下旬に、現登録者478人へ事業休止の案内送付とあわせて、個別状況の把握調査を実施。調査の結果、フレイル該当者と支援を要する方に対し、個別支援を実施中。
- 5 フレイル認知度向上の取組み
 - (1) 2月1日フレイルの日を中心に啓発期間を設け、集中した啓発活動を実施
 - (2) 市公式LINEを活用した「きこえフレイルチェック」の公開
 - (3) 市内入浴施設等の高齢者が利用する場を活用した啓発の実施（ポスター掲示やチラシの設置）

<評価・課題>

- 1 フレイル健診・フレイル予防講座
 - (1) フレイル健診において把握したフレイル・オーラルフレイル・低栄養該当者のすべてに対する個別支援の実施、また把握した見守り等の支援を要する高齢者について、地域での支援体制を検討し、これまで以上に地域関係者との連携が強化された。
 - (2) フレイル予防連携手帳を活用した、地域と医科・歯科での連携体制が構築され、今後は手帳を有効活用するための連携強化と周知を図ることが必要

(3) 実施する通いの場等が限定され、新たな高齢者に対する啓発等の活動展開につながらないため、接点のない通いの場等への働きかけや把握できていない活動サークル等の調査を行い、より多くの啓発ができるよう働きかけを行う。

2 通いの場の創出「いきいき百歳体操サークル」の立ち上げ支援継続

地区により立ち上げ状況の偏在していることに加え、運営主体不在による活動休止サークルがあり、活動継続のための効果的な支援の検討

3 後期高齢者健診を活用したフレイルチェックの拡充

実施体制を拡大するための研修や、医療機関の負担を軽減し、より効率的な保健指導を行うための体制について検討

4 フレイル認知度向上の取組み

令和4年度高齢者等実態調査でのフレイル認知度は、「名前を聞いたこともない」と40.9%が回答しており、通いの場等での啓発に加え、直接行き会うことができない高齢者や、若年世代も含め広く啓発を行い認知度向上の取組みが必要

<令和8年度の取組み>

1 フレイル健診、フレイル予防講座の推進

2 通いの場の創出「いきいき百歳体操サークル」の立ち上げ支援継続

3 後期高齢者健診を活用したフレイル該当者把握と保健指導実施医療機関の拡充、実施体制の支援

4 フレイル認知度向上



5 たばこ

<重点的な取組み>

1 はじめの1本を吸わせない取組み

- (1) 小学生向け動画の活用依頼及び二次元コードを市内全小学校へ配布及び YouTube への掲載（再生数2,315回 R7.12.25現在）
- (2) 薬剤師会による小中学校での教育活動への教材提供
- (3) 小学6年生への元気アップだよりに YouTube 二次元コード掲載し配布（2月）
中学3年生への元気アップだよりでの啓発に合わせ、パンフレット「たばこはゼツタイダメ！」配布（2月）
- (4) 二十歳の集いにて「若者よ。はじめの1本を吸わないで！」と題した動画にて、たばこの害について啓発（1月）

2 家庭や職場等での禁煙及び受動喫煙の防止施策

- (1) 妊娠届時、乳幼児健診時に喫煙者やその家族に向けた禁煙指導
- (2) 受動喫煙防止掲示マタニティータグの配布（924枚 11月末現在）
- (3) 特定保健指導時の禁煙指導及び禁煙外来の紹介
- (4) 働く世代への啓発（ホームページや公式チャンネルからの発信）

3 禁煙へ導く各種体制の充実

- (1) 医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携（禁煙支援ガイド配布5,000枚・禁煙外来とりまとめ）（3月）
- (2) 各保健センターでの禁煙相談

4 普及・啓発の実施

- (1) 受動喫煙防止区域の啓発
松本駅前及び松本城内で啓発ティッシュ等配布（計4回 2,000個）
環境整備として受動喫煙防止区域内の路面シート貼替え
- (2) 禁煙週間（5月31日～6月6日）に合わせた啓発活動
地区で禁煙ガイドを用いて啓発 44回 771枚
市のイベント「てまり時計まつり」で禁煙啓発ティッシュ配布（100個）
ホームページブランディングエリアでの禁煙啓発
市職員向けにチラシ配布と市内掲示板で禁煙周知啓発
- (3) 駅前指定喫煙所内のデジタルサイネージで、禁煙の周知啓発（随時）
- (4) サッカーJ3松本山雅FCホーム試合会場（アルウィン）で禁煙啓発チラシ&汗拭きシート配布（1,000個）
- (5) 乳幼児健診にて、保護者向けに「たばこの害に関する動画」放映、子供向けに「タバコの害や喫煙防止につながる紙芝居」を実施
- (6) 松本市中央図書館内展示スペースで、たばこの害や禁煙対策に向けた啓発チラシを設置

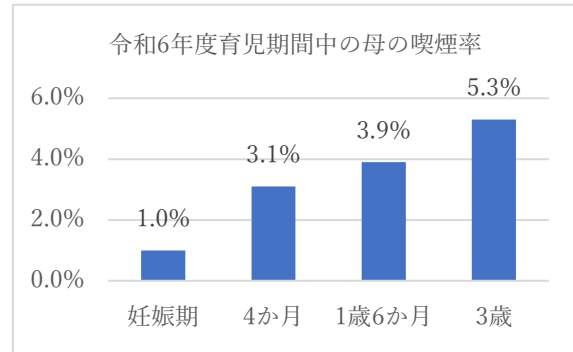
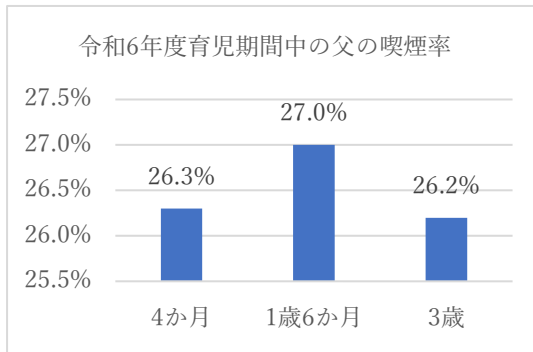
5 受動喫煙防止区域拡大に向けた市内調整会議実施
ポイ捨て防止対策及び中心市街地再設計推進との調整

<評価・課題>

1 産後、母親の喫煙率が増加

育児期間中の両親の喫煙率(4か月・1歳6か月・3歳時健診の受診時に行った調査から算出)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
父	26.9%	28.5%	27.2%	26.5%
母	3.3%	3.7%	4.0%	4.1%



2 松本市特定検診受診者の喫煙率は、健康日本21（第三次）目標値（12%）には達成しているもののほぼ横ばいのままである。さらなる喫煙率の低下を目指し、禁煙に導く体制づくりが必要。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
喫煙率	11.4%	11.3%	11.3%	11.4%

<令和8年度の取組み>

1 禁煙補助薬出荷再開に伴う積極的な禁煙対策

(1) 乳幼児期の保護者の禁煙対策の推進

乳幼児健診来所時の禁煙保護者への禁煙指導を実施し、禁煙外来受診もしくは禁煙支援薬局の利用を推奨

受動喫煙防止のDVD等を使用し、保護者や子どもを介して保護者に届く禁煙啓発

(2) 特定保健指導時や肺がんCT検診問診時の喫煙者に対して、禁煙指導を強化

喫煙者に対し「たばこをやめたいあなたへ」「禁煙と健康」等の資料を使用し、積極的な禁煙指導と、ニコチン依存度高値者に対し禁煙外来の利用を推奨

6 食育

<重点的な取組み>

1 庁内食育担当 11 課、関係団体、企業と連携した推進

- (1) 「1日2食は3皿食べよう～1・2・3でバランスごはん～」を重点に、「あなたの生活にプラスワン」をキャッチフレーズとし、「おいしく食べよう具だくさんみそ汁」「まつもとだいでず大作戦」「食品ロス削減」等に連携して実施
- (2) 学都松本推進事業(親子対象の豆腐作り体験講座)では、松本市松本山雅から協力を得て松本市食生活改善推進協議会と実施
- (3) 令和7年度具だくさんみそ汁コンテストでは松本味噌醤油工業協同組合、松本ハイランド農業協同組合、あづみ農業協同組合が後援。【応募数65件(61人)】
- (4) 具だくさんみそ汁の試食提供
 - ア 11月実施の松本ヘルス・ラボ主催「みんなでラジオ体操 in 松本城」において、食生活改善推進協議会と実施(食生活改善推進協議会、健康づくり課)
 - イ 2月実施の「フレイル予防フェス」において、食生活改善推進協議会と実施(食生活改善推進協議会、健康づくり課)

2 重点項目についての取組み

(1) 朝食摂取を促す取組み

- ア 小学校4年生への指導(学校給食課)
- イ ホームページにレシピ等を月1回以上掲載(市食育推進栄養士会議)
- ウ 動画の作成

(2) 郷土食の伝承

- ア 7月「干し揚げと切り昆布の煮物」、12月「かぼちゃさつまあんのおやき」の動画を公開。学校での児童生徒への指導に活かし、おたより等へURLを掲載(市食育推進栄養士会議)
- イ 地域での調理実習等を実施(健康づくり課、食生活改善推進協議会)

(3) ライフステージ等に合わせた情報提供

- ア 中学3年生向レシピ集を28校に配付依頼。レシピ集表紙を環境にやさしい給食のイラストに更新。本体に利用状況調査の二次元コードを掲載。高校3年生向レシピ集を全面改訂、学校に依頼し対象生徒にURLを配信(市食育推進栄養士会議)
- イ 働き盛り世代に対して、特定給食施設、企業訪問時やメールで食育月間・朝食普及月間食生活改善普及運動・骨粗しょう症予防デー等に合わせた食育情報を提供(保健予防課・健康づくり課)
- ウ ヘルスラボと連携して事業所で情報提供等を実施(保健予防課、健康づくり課)

(4) 調査等

- ア 朝食摂取・郷土食に関する調査(対象:市職員)の集計・分析(市食育推進栄養士会議)
- イ 講座評価・自身の食生活に関する調査(対象:地域での食生活指導事業参加者)(食生活改善推進協議会)
- ウ 飲料に関する調査(対象:学校給食センター試食会参加者)(学校給食課)

- エ 児童・生徒の食に関する実態調査を実施(3年に1回)(学校給食課)
- オ 県民健康・栄養調査と同時に朝食に関するアンケート調査を実施(保健予防課)

3 まつもとだいず大作戦

- (1) 給食に大豆・大豆製品を利用した献立提供
- (2) 地域での調理実習に大豆・大豆製品を使用し情報提供(健康づくり課・食生活改善推進協議会)
- (3) 学都松本推進事業で親子での豆腐作り体験講座を開催(健康づくり課・食生活改善推進協議会)

4 食品ロス削減についての取り組み

- (1) 給食で「もったいないメニュー」を提供(学校給食課)
- (2) 家庭配布用献立表で食品ロス月間について保護者へ周知。食品ロス削減の工夫をした給食の提供(保育課)
- (3) もったいないクッキンググランプリを実施(環境・地域エネルギー課)
- (4) 学生が中心となり食品ロス削減に取り組む”食品ロス削減未来プロジェクト”で1週間分の使い切り献立の冊子を作成、配布。また、冊子に掲載したレシピや規格外野菜を使用した料理教室を開催(11月)(環境・地域エネルギー課)
- (5) 環境教育を市内小学3年生対象に実施(環境・地域エネルギー課)
- (6) 30・10運動の啓発(各種イベントの実施、参加等)(環境・地域エネルギー課、食育推進庁内担当課、食生活改善推進協議会等)
- (7) フードドライブを月1回実施、フードシェアリングサービスの推進

5 その他

- (1) 「環境にやさしい給食の日」を2回/年実施(学校給食課)
- (2) 給食施設等の指導時に塩分濃度測定を実施し減塩の取り組みを推進(保健予防課)
- (3) 中央図書館での食育テーマ展示において地産地消がゼロカーボンの取り組みにもつながることを周知(健康づくり課)
- (4) こどもプラザにおいて、森永乳業(株)から無償提供を受けたベビーフードの配布を通じ、乳幼児期の食の大切さや適切な離乳食の進め方を周知するとともに、配布をきっかけに食事や発達に関する相談支援を行い、食育の推進と子育て支援の充実を図った。(こども育成課)

<評価・課題>

- 1 体験、情報提供では、地域や学校での郷土食の伝承等の取組みが徐々に増えてきている。ホームページや動画などデジタルを活用した情報提供は、郷土食動画と連動した給食提供や家庭への情報提供を行い連携した取組みを行い、閲覧数がやや伸びている。デジタル・対面のそれぞれの利点を活かした、ターゲットに合わせた効果的な、より多くの市民への情報提供方法の検討が必要
- 2 体験から家庭での実践につなげる食育活動推進の担い手不足。食生活改善推進員養成教室修了者は増加してきている。

- 3 各種アンケート調査の詳細な分析等、結果の共有・活用を進める。市民対象のデータが少なく、継続した調査や整理、分析、活用、関係課等での共有が必要
- 4 家庭系可燃ごみ中の食品ロスの割合(%)の推移として、組成調査での家庭系食品ロスの割合は、令和3年度から令和5年度は15.7%から16.5%であり令和元年度(11.6%)比高い割合で横ばいでしたが、令和6年度は12.6%で低下。引き続き「もったいないクッキング」の実践促進や「買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない」といった基本的なポイントの啓発が必要

<令和8年度の取組み>

- 1 庁内食育関係課、市食育推進栄養士会議、関係団体、企業等とデジタルも活用し、より多くの市民に効果的にわかりやすく情報提供する等、連携して食育を推進
- 2 まつもとだいず大作戦を活かした地域での食育を継続推進
- 3 食生活改善推進員の養成、地域での活動支援(適塩の推進、野菜摂取、郷土食等)を実施
- 4 4つの重点項目【(朝食摂取の推進・郷土食の伝承・データ分析・ライフステージに合わせた情報提供(レシピ集の作成等)】について継続実施
- 5 庁内食育関係課等と連携し、R7実施の児童生徒の食に関する実態調査、朝食調査の結果等、関連する各種データの整理、分析、共有し、事業へ反映
(新)市民対象のアンケート調査を実施予定
- 6 連携して食品ロス削減、地産地消の推進

食育に関する実施事業の状況 (各年11月末現在)

体験・講座等	令和5年	令和6年	令和7年	担当課
農業・加工体験を体験した児童・生徒の人数	8,050人	8,029人	7,541人	農政課
こどもプラザでの食育講座実績 (回数・参加人数)	6回 130人	5回 108人	6回 64人	こども育成課
あやみどりを使った食育の実績 (園の数)	44園	44園	1園	保育課
食生活改善推進員養成教室修了者数	21人	28人	35人	健康づくり課

朝食・郷土食についての取組み	令和5年	令和6年	令和7年	担当課
小学4年生への朝食指導実績 (実施校数)	27/ 28校	20/ 28校	24/ 28校	学校給食課
朝ごはんホームページ閲覧数 (月平均回数)	416回 /月	518回 /月	562回 /月	健康づくり課
給食施設への指導実績 (回数)	80回	72回	64回	保健予防課
郷土食についての指導 (回数)	6.8回	98回 4,169人	107回 3,578人	学校給食課
情報提供実績(栄養士実施) (回数)	7回	5回	6回	保育課
郷土食ホームページ閲覧回数 (月平均回数)	154回 /月	352回 /月	650回 /月	健康づくり課

食品ロス削減に関連した取組み	令和5年	令和6年	令和7年	担当課
小学3年生への環境教育の実績 (校数・人数)	30校	29校	28校 1,795人	環境・地域 エネルギー課
給食でのもったいないメニューの 提供(回数・実施校数)	1.6回	各1回 28校	各1回 26校	学校給食課

令和7年3月に市職員に実施した朝食と郷土料理に関する調査結果について

1 調査目的

第4期松本市食育推進計画では「朝食摂取を促す取組み」及び「郷土食・行事食や地域の食材を伝承する取組み」を重点施策のひとつとしている。

県内の全小学5年生と中学2年生を対象とした「児童・生徒の食に関する実態調査」が3年に1回実施されているが、働く世代を対象とした市の調査はほとんどなく、実態把握のため、市職員を対象に朝食摂取及び郷土食についてのアンケート調査を実施した。

2 調査期間

令和7年3月7日（金）から14日（金）

3 調査方法

庁内掲示板で呼びかけ文・入力フォームを掲載、各自で入力

4 調査内容

- (1) 年代、性別、同居人数等・通勤・業務の状況
- (2) 朝食摂取の状況、内容、摂取についての意識等
- (3) 郷土料理の認知

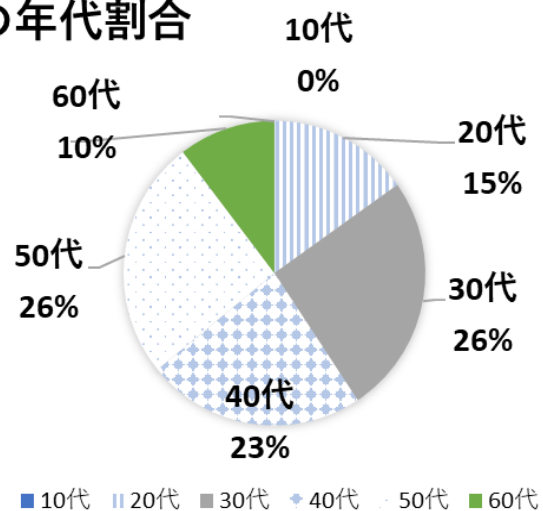
5 結果の概要

(1) 回答者について

- ア 回答者数 376名
イ 年代内訳 図1のとおり

図1

回答者の年代割合



(2) 朝食を食べる頻度

毎日食べる 82%、時々食べない 12%、食べない 6%

※参考（他調査との比較）

朝食の摂取頻度

ア 松本市第3期食育推進計画策定時の食育に関するアンケート調査（平成29年6月調査）

一般（n=842）…毎日食べている 82.8%

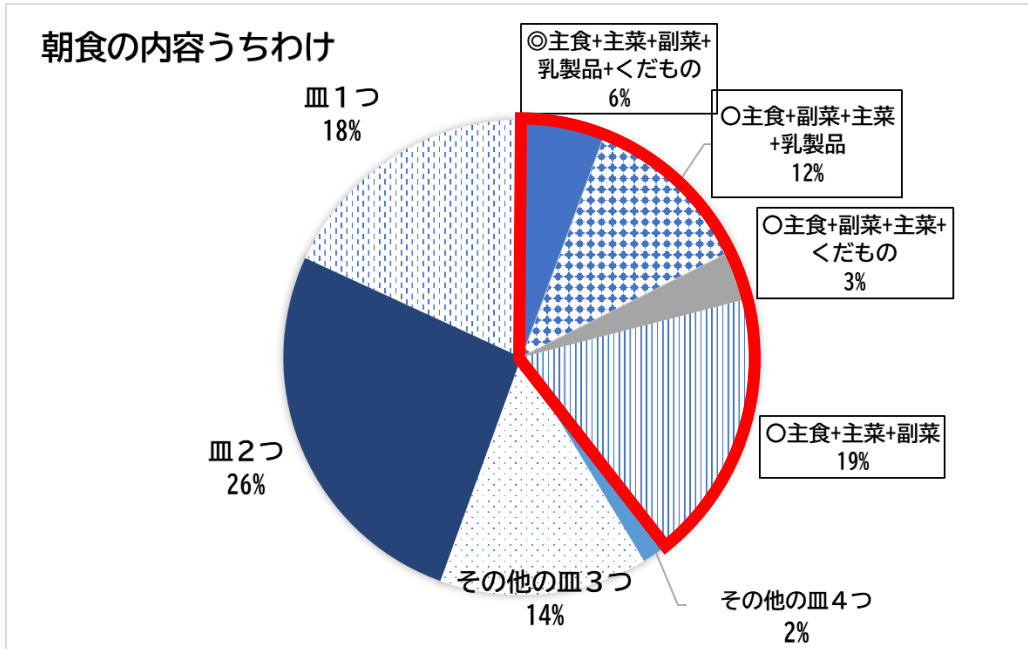
イ 県民健康・栄養調査（令和4年実施）

20歳以上…94.1%（錠剤のみ、何も食べない、を除く）

(3) 朝食の内容（母数：朝食を毎日食べる、時々食べないと回答した353人）

主食、主菜、副菜の3つの皿がそろった朝ごはんを食べている人は全体の40%

※今調査では、バランスの良い食事を「3つの皿がそろっていること」とした



ア その他の皿3つ（14%）のうちわけ

主食+主菜+乳製品	主食+乳製品+くだもの	主食+副菜+乳製品	その他
6.5%	3.1%	2.8%	1.7%

イ 皿2つ（26%）のうちわけ

主食+主菜	主食+副菜	主食+乳製品	その他の組み合わせ
10.5%	4.3%	9.7%	1.98%

ウ 皿1つ（18%）のうちわけ

主食のみ	主菜のみ	副菜のみ	牛乳、乳製品のみ	果物のみ	その他のみ
14.7%	0.3%	0.3%	1.1%	0.3%	1.4%

(4) クロス集計による分析（相関があった項目）

下記の項目について、統計的に有意な差が認められた。

ア 朝食を食べる・食べない×同居の子どもの有無

→同居の子どもがいる方が朝食を食べている

イ 朝食を食べる・食べない×単身か同居あり

→同居ありの方が朝食を食べている

ウ 主菜を食べている×20代30代、40代以上

→40代以上の方が主菜を食べている

エ 主菜を食べている×同居の子どもの年齢(中学生以下・高校生以上)

→子どもが高校生以上の方が主菜を食べている

オ 副菜を食べている×20代30代、40代以上

→40代以上の方が副菜を食べている

- カ 副菜を食べている×単身、同居あり
→同居ありの方が副菜を食べている
- キ 副菜を食べている×同居の子どもの年齢(中学生以下・高校生以上)
→子どもの年齢が高校生以上の方が副菜を食べている
- ク 果物を食べている×同居の子ども有、無 20代・30代対象
→20・30代のうち、同居の子ども有の方が果物を食べている
- ケ 乳製品を食べている×同居の子ども有、無 20代・30代対象
→20・30代のうち、同居の子ども有の方が乳製品を食べている
- コ 乳製品を食べている×20代30代、40代以上
→40代以上の方が乳製品を食べている

6 まとめ

(1) 朝食摂取との関連項目

男女、通勤方法、勤務形態（デスクワークか否か）と朝食摂取についての相関は見られなかった。また、朝食を食べるメリットについて知っているかどうかと、実際に朝食を食べているかどうかについても相関は見られなかった。

(2) 朝食を食べる理由(朝食を食べている人)

最も多かったのは「朝食を食べる習慣だから」(70%)、次いで「おなかがすくから」(66%)であった。朝食摂取と、同居家族や子どもの有無については相関があったことから、朝食摂取に重要な要因は知識よりも子どもの頃からの習慣や、同居家族等の環境要因が大きいことが考えられる。子どもの頃からの望ましい食習慣の形成・定着や環境づくりが大切であると考えられることから、引き続き保護者に向けた情報提供に力を入れていく。

(3) 朝食摂取の年代差

国や県の調査と同様、40代以上と比較すると20～30代の朝食摂取率が低かった。朝食の提案にはこれまでの簡単レシピ紹介に加え、調理なしで食べられるもの（ヨーグルト、バナナ、パン等）やそれらの選び方・組み合わせ方等、より簡単な方法の提案も行う。

(4) 朝食に食べているものの組み合わせ（主食、主菜、副菜、牛乳・乳製品、くだもの）

主食は食べている人が多く、主食・主菜・副菜の3皿がそろっていない方の中では、主食と主菜、乳製品の組み合わせが多かった。一方で副菜を食べている割合が低いことも分かった。働き盛り世代の野菜摂取量が少ないという結果は国や県の調査と同様であり、朝食での副菜摂取は1日の野菜摂取量増加につながることから、副菜（野菜、イモ類、海藻類）摂取のためのより効果的な啓発方法についても検討したい。

(5) 今調査の分析結果については食育推進庁内会議や市食育推進栄養士会議で共有し、来年度以降の取組みにつなげる。

さらに、次期食育推進計画策定のために令和8年度以降に計画している市民対象の食育関連のアンケート調査を、今結果を参考に進める。

7 自殺予防対策

<重点的な取組み>

1 子ども若者への自殺予防対策の取組みの推進

(1) 児童生徒への啓発

ア 市内小学4年生に向けた啓発（相談窓口啓発用絆創膏、保護者向けリーフレット）
配布数公立28校、私立・特別支援校等6校 2,129個配布

イ 市内中学2年生に向けた啓発（協議会作成啓発冊子と保護者向けリーフレット）
配布数公立22校、私立・特別支援校等8校 2,492部配布

(2) SOSの出し方に関する教育の実施

保健師出前講座実績	5校	10回	379人
CAP出前講座実績	1団体	1回（地域ワークショップ）	18人

(3) 若者への啓発

ア 自殺予防相談窓口啓発ステッカー作成し、令和8年3月の自殺対策強化月間に合わせて配布（大学、短大、専門学校等）

イ Mウイング学習スペース等で子ども若者への自殺予防相談窓口等の案内グッズ等の配布

SNS等を活用した相談について、厚生労働省ホームページ掲載相談窓口（まもろうよこころ）について、市ホームページや啓発物品に掲載し周知を実施

ウ 大学生のためのゲートキーパー研修（信州大学主催、高等教育コンソーシアム信州協力）において、市の相談先窓口の周知を実施

2 自殺予防啓発の推進

(1) 自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせたSNS等を活用した情報発信

(2) 3月の自殺予防月間に合わせ街頭予防啓発、図書館での展示

(3) 検索連動型広告の活用

特に若者・働き盛り世代をターゲットとして、相談窓口の啓発及び相談を促すため、ICTを活用し、相談支援先の情報を積極的に届ける取り組みを実施

3 地域支援者養成事業

(1) 気づき見守る地域づくり

民生児童委員会や地区関係団体等で自殺予防対策に関する理解や、相談窓口等の周知を実施

(2) ゲートキーパー研修を基礎編と応用編の2回

基礎編は一般受講も集い、54名の参加があった。応用編は1月中旬に開催（予定）

4 自殺未遂者支援（保健予防課）

信州大学医学部付属病院に救急搬送された自傷患者のうち、精神科での入院継続が必要と判断された患者を対象とし、支援の同意が得られた患者に対し継続的な支援を実施（松本市民対象）

<評価・課題>

1 「SOSの出し方に関する教育」は、学校の授業時間の都合上、を単独実施する時間を確保することが難しい状況であるが、学習指導要領に基づき、各教科や活動の中に組み込まれて実施されている。令和6年の市教委の調査では、すべての市立小中学校で実施しているという回答が得られていた。引き続き、学校との連携で教育・啓発を推進する他、地域での講座展開を図る。

- 2 若年者への相談窓口啓発のため、大学等の学生支援担当部署との連携を図る。(3月の自殺対策強化月間に合わせた啓発窓口ステッカー配布)
- 3 検索連動型広告により、自殺のリスクとされる様々な要因(勤務問題、生活困窮、DV等)に悩む方に対し、自殺予防相談窓口の周知を実施
- 4 ゲートキーパー研修を通じて、自殺や自殺予防対策に関する正しい理解の取組を推進できた。引き続き、ゲートキーパー養成の取り組みを促進していく。
- 5 自殺未遂者支援事業において、対象者が支援につながりやすくなるための方策の検討

<令和8年度の取組み>

- 1 「SOSの出し方に関する教育」
学校との連携で教育・啓発を推進する他、地域での講座展開の継続
- 2 大学や短大、専門学校等への啓発の継続
- 3 若者や働き盛り世代への啓発や相談窓口周知として検索連動型広告を活用した啓発の継続
- 4 市民向けゲートキーパー養成研修会を継続実施
地域や、医療・福祉・教育・企業等といったさまざまな分野におけるゲートキーパーの養成を促進
- 5 自殺予防週間、自殺予防対策強化月間での普及啓発の推進

8 予防接種

<重点的な取組み>

1 带状疱疹ワクチンの定期接種化

(1) 対象者

ア 65歳になる者

イ 60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する、身体障害者手帳1級所持者。

ウ アの対象者については、令和7年度から令和11年度までの5年間に限り、各年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者、令和7年度に限り100歳以上の者

(2) 接種期間 4月1日から3月31日の1年の間（生涯に1年間のみの接種機会）

(3) 種類・回数・自己負担額

ア 生ワクチン 1回接種、2,600円/回

イ 不活化ワクチン 2回接種、6,600円/回

(4) 周知方法 個人通知（4月）

(5) 実績（令和7年12月末現在）

生ワクチン：753人、不活化ワクチン（1回目）：3,251人

（接種率26.9%）

2 HPV（ヒトパピローマウイルス感染症：子宮頸がん）接種

積極的勧奨の中止により、接種機会を逃した方への救済措置として、令和7年3月31日まで公費で接種できるキャッチアップ制度の最終年度だった昨年度、全国的にワクチンが不足したことから、令和8年3月末まで条件付き（令和4年4月1日～令和7年3月31日までに1回以上接種した者のみ）で接種可能期間の延長措置が取られた。11月には最終の接種勧奨としてハガキを送付した。

定期接種対象者に対しては、中学1年生で通知発送後、早期接種開始の勧奨（14歳8～10か月）、最終の接種勧奨（高校1年生）としてハガキを送付、その他高校へのポスター掲示、学校の連絡ツールでの発信等を通じ、接種勧奨を実施した。

実績：キャッチアップ初回接種率 令和6年3月末41.7%⇒令和7年3月末

59.1%、定期接種最終年度高校1年生相当初回接種率 令和7年3月末58.9%

<評価・課題>

1 带状疱疹の定期接種化

令和5年4月から任意予防接種の助成事業を行っており、带状疱疹の認知度もあったためか、想定より接種率が高かった。生涯に1回の機会となるため、引き続き接種したい人が接種機会を逃さないよう周知していきたい。任意接種の助成事業については、定期接種が開始されたことから、令和8年度をもって50～64歳（定期接種前の世代）のみにする方向で検討中。

2 HPV（ヒトパピローマウイルス感染症：子宮頸がん）

早期接種開始の勧奨を行ったことで、昨年度より14歳までの接種開始者が増加した。引き続き取り組んでいきたい。

<令和8年度の取組み>

- 1 令和8年度に定期接種化される予防接種への対応（RSウイルス（母子免疫・新規）、高齢者肺炎球菌（ワクチンの変更）、高齢者インフルエンザ（ワクチンの種類の追加））
- 2 予防接種デジタル化に向けた準備

令和8年度の取組み（【新】新規・【拡】拡充を含む）

項 目	内 容
地域を 基盤とした 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師の地区活動の推進 地区課題の分析と事業展開の継続 エリア体制を活用した活動内容の情報交換、協力体制の強化 ・関係機関との連携 重層的支援の理解と関係者間の連携の継続、強化
次世代期	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当保健師を中心に、身近な地域における妊娠期から出産子育て期の切れ目のない相談支援 【新】産後ケア事業のシステム導入により利用者の利便性を向上 【拡】子育て支援制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期からの父親を含めた子育て家庭の育児支援を充実 ・高校生以降の年代を対象としたプレコン出前講座の事業化に向けた取り組み実施 ・子育て応援アプリ、市公式 LINE 等を活用し、子育て支援や相談にアクセスしやすい環境を整備 ・乳幼児健診の回数調整や4か月児健診と10か月児健診の合同健診を試行実施し健診体制を検討、5歳児健診のあり方や支援体制の強化について検証
青壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病重症化予防の取組み 関係課との連携と課題の共有 ・生活習慣病予防啓発、地域・職域連携 ライフサイクルに応じ、各自が選んで取り組める健康づくり啓発の継続実施 ・各種検（健）診の推進 特定健診及び特定保健指導の実施率向上の取組み強化 がん検診に係るDX化の推進
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・【拡】後期高齢者健診を活用したフレイルチェックの実施医療機関の拡大 ・【拡】フレイルチェックの体制拡大に向け研修や実施支援 ・通いの場の創出「いきいき百歳体操サークル」の立ち上げ支援継続 ・フレイル健診、フレイル予防講座の推進 ・フレイル認知度向上の取組み
たばこ	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙補助薬出荷再開に伴う積極的な禁煙対策 ・乳幼児期の保護者の禁煙対策の推進 ・特定保健指導時や肺がんCT検診問診時の喫煙者に対して、禁煙指導を強化

<p>食育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用し、より多くの市民に効果的に情報提供する等、関係機関と連携し食育を推進 ・ まつもとだいず大作戦を活かした食育を継続推進(公民館等との協同) ・ 食生活改善推進員の養成、地域での活動支援(適塩の推進、野菜摂取、郷土食等) ・ 4つの重点の取り組みを継続実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 朝食摂取の推進 ② 郷土食の伝承 ③ データ分析 ④ ライフステージに合わせた情報提供(レシピ集の作成等) ・ 庁内食育関係課等と連携し、関連する各種データの整理、分析、活用、共有、事業へ反映 【新】市民対象のアンケート調査を実施 ・ 食品ロス削減、地産地消の推進
<p>自殺予防 対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【拡】市民向けゲートキーパー研修を継続実施 地域、医療、福祉、教育、企業等といったさまざまな分野におけるゲートキーパー養成の取り組みを促進 ・ 大学や短大、専門学校等への相談窓口周知の継続 ・ 「SOSの出し方に関する教育」 学校との連携で教育・啓発を推進する他、地域での講座展開の継続
<p>予防接種</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度に定期接種化される予防接種への対応(RSウイルス(母子免疫・新規)、高齢者肺炎球菌(ワクチンの変更)、高齢者インフルエンザ(ワクチンの種類の追加)) ・ 予防接種デジタル化に向けた準備